教育委員会定例会会議録

1 日 時

平成26年5月12日(月)

開会 13時30分

閉会 15時37分

2 場 所

教育委員室

3 出席者及び欠席委員の氏名

出席者 岩崎恭典委員長、前田光久委員、森脇健夫委員、柏木康惠委員 山口千代己教育長

欠席者 なし

4 出席職員

教育長 山口千代己 (再掲)

副教育長 信田信行、次長(教職員・施設担当)福永和伸 次長(学習支援担当)山口顕、次長(育成支援・社会教育担当)長谷川耕一 次長(研修担当)中田雅喜

教育総務課 課長 荒木敏之、教育改革推進監 宮路正弘

班長 長崎禎和、班長 辻成尚、主査 川口政樹

予算経理課 課長 中西秀行、班長 中尾孝

教職員課 課長 梅村和弘、班長 岡村芳成、主査 水谷匡利 主事 長谷川智章

生徒指導課 課長 田渕元章、子ども安全対策監 倉田幸則

5 議案件名及び採択の結果

件 名 審議結果 議案第 7号 平成26年版成果レポート(案)について 原案可決 議案第 8号 三重県教育改革推進会議委員の任免について 原案可決 議案第 9号 三重県教育職員特別免許状授与審査委員の任免 原案可決 について 議案第10号 三重県いじめ対策審議会委員の任命について 原案可決

6 諸般の報告

件 名

報告1 平成27年度三重県公立学校教員採用選考試験について

報告2 平成25年度公立学校における体罰の調査結果について

報告3 「いじめ防止に向けた知事・教育委員会委員長メッセージ」の活用につ

いて

報告4 損害賠償の額の決定及び和解に係る専決処分について

7 審議の概要

• 開会官言

岩崎恭典委員長が開会を宣告する。

・会議成立の確認

全委員出席により会議が成立したことを確認する。

・前回審議事項(平成26年4月14日開催)の審議結果の確認

前回定例会審議結果の内容を確認し、全委員が承認する。

・議事録署名人の指名

柏木委員を指名し、指名を了承する。

・会議の公開・非公開の別及び進行の確認

議案第7号は、意思形成過程であるため、議案第8号、議案第9号及び議案第10号は、人事に関する案件であるため、報告1は、実施要項の公表前であるため、報告2は、県議会への報告前であるため、非公開で審議することを承認する。

会議の進行は、公開の報告3及び報告4の報告を受けた後、非公開の議案第7号から議案第10号を審議し、報告1及び報告2の報告を受ける順番とすることを承認する。

•審議事項

報告3 「いじめ防止に向けた知事・教育委員会委員長メッセージ」の活用について (公開)

(田渕生徒指導課長説明)

報告3 「いじめ防止に向けた知事・教育委員会委員長メッセージ」の活用について

「いじめ防止に向けた知事・教育委員会委員長メッセージ」の活用について、別紙のとおり報告する。平成26年5月12日提出 三重県教育委員会事務局 生徒指導課長。

以下、子ども安全対策監より説明をさせていただきます。

(倉田子ども安全対策監説明)

対策監の倉田でございます。お願いいたします。

資料の1ページをご覧ください。「いじめ防止に向けた知事・教育委員会委員長メッセージ」の活用についてということです。取組内容について、そこに記載がありますが、昨年、制定されました「いじめ防止対策推進法」を受け、三重県でも1月29日に「三重県いじめ防止基本方針」を策定させていただきました。

今現在、各学校や市町において基本方針の策定が進められておりますし、既にできている学校も多々あると情報が入ってきております。

今後、各学校では策定した基本方針に基づき、いじめ防止等に係る取組を更に進めていく必要があります。そこで、この機会を捉え、いじめ防止に向けた知事・教育委員会委員長メッセージを作成して各学校に配付し、いじめ防止等を目的とした学級指導やいじめのアンケート調査を実施する際の事前指導等において活用を図ることで、改めて各学校でのいじめ防止等に係る取組を推進してまいりたいと考えております。 今後の対応につきましては、この定例会の報告後、速やかに発送してまいりたいと

次の2ページをご覧ください。参考ということで各市町教育委員会や学校へ出しますこのメッセージの活用についてということで、目的等を記載しております。「1 目的」ですが、先ほど申し上げたことと重なるところがありますが、各学校でのいじめ防止基本方針の策定を踏まえて、改めていじめ防止に向けた取組を展開していく必要がこの時期はあります。

考えております。

その取組の一つとして、このメッセージを活用することによって、児童生徒が改めていじめについて考えたり、自分の行動を振り返る機会を持つことで、生命尊重の精神や他者を思いやる気持ちを育み、いじめ防止のために行動できる力をしっかり育成するという目的で行ってまいりたいと考えております。実施時期は、1学期中の各学校が設定する適切な時期ということでお願いしたいと考えております。

活用例といたしましては、例ですが、各学校で行われますいじめの防止等を目的とした学級指導や集会等を行う際に、このメッセージを活用していただく。また、いじめのアンケート調査を実施する際の事前指導、何らかあると思いますので、その際にこのメッセージを活用していただく。さらに、いじめ防止のための啓発として、校内にこのメッセージを掲示していただくことでご活用いただければと考えております。

3ページに具体的なメッセージ文を記載しております。まず、三重県からいじめをなくしたいということを訴えまして、最初のところ、4行目からになりますが、いじめは絶対に許されないということを踏まえて、これは子どもたちの自尊感情、自己肯定感を高めることに主眼を置きまして、一人ひとりかけがえのない大事な人ばかりであるということをまず謳いまして、その後、自分のことを振り返ってみてくださいということで、上からこれはだめと決めつけるよりは、子どもたち自身に考えさせることを大事にして作らせていただきました。

最初は、意地悪や嫌なことをされたりしていませんかということで、いじめを受けている子どもたちに対して訴えかけております。いろいろ被害者とされる子どもに対して訴え方はあるわけですが、ここではとにかく誰かに相談をして助けを求めてくださいということが非常に重要だということで、このような訴えかけをさせていただいております。

次の段落のところでは、あなたは意地悪や人が嫌がるようなことをしていませんかということで、いじめを行っている側に対しまして、あなたはそういうつもりはないかもわからないが、あなたの言葉が相手の心を傷つけたり、つらい思いをさせたりすることがあるかもわからないと。同時に、その相手だけでなく、被害者とされている

相手の家族にも、また、そのいじめの行為を行っているあなたの家族にも大変苦しい 思いをさせていることがあるかわからないということを言いまして、今すぐにいじめ をやめてもらうようにという訴えかけになっております。

3つ目、いじめを見たときにどうしていますかということで、周りにいる観衆や 傍観者と言われる、はやし立てたり冷やかしたりするという子どもたちに対する部分 で、そういうはやし立てたり見て見ぬ振りということは、いじめられている人にとっ ては非常につらいことであると。今一度、あなたの行動を振り返ってみてくださいと いうことで、一番いいのは注意することがいいわけですが、なかなかこれは難しいと いうことがありますので、何か自分にできることを考えて行動してくださいというこ とで、子どもたちに何らかのことについて考えさせることを主眼として作らせていた だきました。

いじめは当然、場合によっては命に関わる重大なことであるということで、皆さん一人ひとりの行動がいじめをなくしていくことの大きな力になるということで、先生や周りの大人と一緒に力を合わせていじめをなくすために取り組んでいきましょうというメッセージを、この時期に出すことで、さっき申し上げたようないじめの防止の取組の活性化につなげてまいりたいと考えております。

【質疑】

委員長

報告3はいかがでしょうか。

このメッセージの日付は5月9日ということは、もう出したということですか。

子ども安全対策監

起案の日を日付としてあります。こちらで報告をしてと。

委員長

起案の日ですね。

子ども安全対策監

まだ発出をしておりませんので。

柏木委員

とても分かりやすいですし、特に傍観者の子どもたちに対するメッセージということで、とても良い内容になっていると思います。

配付先ですが、小学校と中学校だけでしょうか。それとも、高校まで配る予定でしょうか。

子ども安全対策監

小中、県立、三重県の公立学校ということで考えております。高校も含めて。 柏木委員

ということは、高校も含む文章でいくということですか。

子ども安全対策監

そうです。

委員長

他にはいかがでしょう。

前田委員

表のページのところで「1月29日に三重県いじめ防止基本方針を策定し」とあります。1月29日から今日まで考えると数ヶ月経っていますが、このメッセージを作るのに、なぜ、これだけの日数、私の感覚からいうと、いじめは今起きているかもわかりませんし、明日、起きるかもわからない。事を僕は急ぐと思いますが、こういう児童生徒にこの大切さを改めて知事や教育委員長名で出すのは、僕は急いだほうがいいんじゃないかと思います。ここに来るまでに時間が一つはかかり過ぎてないかという、なぜ、これだけ必要だったのかということが1点と、もう一つは、先ほど岩崎委員長も言われたと思いますが、県立の学校あるいは市町教育委員会に発送、「速やかに」と書いてあるんですが、速やかにというのは、具体的にいうとどれぐらいの速やかかということ。

もう1点は、いろんな場面を通じてこのメッセージを浸透させていくということで述べておられますが、そうすると、ある一定の期間を過ぎると県立の学校のどこか、廊下とか教室、どこかでは必ず見られる広告物ですね。いつでも児童生徒はこのメッセージに触れる機会があるということですか。

というのは、どういう形、例えばポスターにするかとか、その子たちがいつも目に 留まりやすいような状況、デザインも含めて私はする必要があるのではないかと。掲 示をすることが目的ではなく、当事者の子どもたちによく分かるようにすることが一 番の目的だと思うので、そこの方法論は何か具体的に考えてみえるのか。

委員長

3点ほどの質問になります。いかがでしょうか。過去、これまでの経緯です。 子ども安全対策監

1点目です。当然、これはメッセージの案については、大分以前から考えておりました。なぜ、この時期かということですが、このメッセージの発出と同時に今年度のいじめのアンケート調査等の例年行っております取組を同時に出す予定でおります。ですので、いじめについての学期1回のアンケートや、また、これをお願いします9月の一斉調査のお願いの文と同時期に出すことによって、これらに書いてありましたようにいじめのアンケートのときの事前指導に連動して使っていただけるのが、ちょうどこの時期に出すのがいいのではないかということで、この時期ということで判断をさせていただいたのが第1点です。

出す時期は、今週中には出してまいりたいと考えております。

掲示の部分ですが、掲示はしていただいたらいいわけですが、例ということで、各学校で掲示は掲示として、当然、学級指導であり、先ほど申し上げたように集会等で実際に担任の先生なり、例えば、学年としての取組の中でこれを実際に先生が読んでもらうとかいうことを主眼としておりますので、きちんとこれを読んで子どもたちに当然、低学年には噛み砕いて指導をする中で、きちっと子どもたちに理解をさせて考えさせていくということですので、見るのは啓発の部分で見ていただくように、これは学校にお願いするという形で考えております。主眼は子どもたちに直接指導という形で使うと考えております。

委員長

教材の一つとして使うということですね。いかがでしょう、よろしいでしょうか。

森脇委員

この文章、とても分かりやすくていいと思いますが、いじめの定義が書いてないと思います。いじめと喧嘩はどう違うのかとか、あるいは、私のやっていることはいじめでないという子どもが、いじめている子どもの中にたくさんいると思います。どういうものがいじめだということを一言二言書いておく必要があるんじゃないかと。それは文科省の定義にあると思いますが、やっぱり相手側が苦痛だと感じれば、それがいじめだという定義だったと思いますが、それを書いておく必要がないでしょうか。

委員長

その点は僕はこれでいいのかと思ったんですが、意地悪や人が嫌がるようなことを していませんかという問いかけで、ここが定義だろうかと思っていたのですが、その あたりはどうでしょう。

子ども安全対策監

定義については、当然、各学校で現在、多くの学校で作られていますが、いじめの防止基本方針の中には書かれております。当然、学校は基本方針を作っただけではいけませんので、内容については、当然、児童生徒にそれを噛み砕いて話したりするのは、当然、定義については話が出るということで、アンケートを取る場合には、当然、いじめとはこのようなものですということは、一定、当然、担任の先生から指導があってのことですので、それを各学校の教員でしていただけるものということを前提として作っておりますので、できたらこんな形でと考えておりますが。

委員長

それでよろしいでしょうか。

柏木委員

本当に読み返しても良い文章で、さらに、三重県知事と教育委員長の名前まで入っているということで、やはり掲示だけではなく、綴りにして子どもたちが手に取ってちゃんと見えるような、配付するとかそこら辺の指導もこちらから言って、掲示するだけではなく、子どもたちが話と一緒にこれを全文読んでほしいと、活用するだけではなく、子どもたちがこれを読んで噛み砕いてほしいと思うので、もしよろしかったら、そういう指導の仕方も市町の教育委員会にお願いをしていただければと思いますが、いかがでしょうか。

子ども安全対策監

まさに今おっしゃったようなことでこちらも考えておりますので、今からこの点につきましても、各地域の教育長会でも自分からお話もさせていただきますし、きちっと言いますし、さっき書いてありますように基本的には各学級でこれを使って指導するということで、当然それは担任等が必ず読むという前提でありますので、それは大前提です。

委員長

他にはよろしいでしょうか。

教育長

私学も当然、三重県知事なので、そこは連携をしてほしいということが1点と、今日の新聞、先週末から宇治山田商業高校で部活動ということですが、部活動であってもいじめはいじめということで、そのあたり、たまたまだったわけですが、やはり前田委員が言われたように、子どもたちの中でいつでも起こっているという認識を持ちながら進めていく必要があるかと思っておりますので、そのあたり、丁寧な指導が必要だと思っております。

委員長

さっき、この文書の発出の日を聞いたのは、宇治山田商業高校の話が、要するに彼はこれを読んで相談をしたのかと思ったりもしたので、文書の発出の日を思ったのですが、そうではなくてということですね。

ただ、さっき冒頭の説明にありました基本方針の策定の進捗状況は、市町・各学校 はかなり進んでいる段階だと見ていいんでしょうか。

子ども安全対策監

現在、取りまとめ中で、全体的なことにつきまして正確なことはわかりかねますが、 自分が例えば講師等で行ってお話をさせていただいたところは、あるところでは全部 作りましたとかいうことで、かなり学校は進んでいるのではないかと考えておりま す。

ただ、市町においては何かの決裁等のことで策定まではいたっていないかもわかりませんが、学校はかなり進んでいると捉えております。

委員長

基本方針があって、それを元に今回、アンケート調査を実施する際には、この3ページのところのメッセージを学級ごとぐらいには周知をしていくという取組となりますが、よろしいでしょうか。

-全委員が本報告を了承する。-

•審議事項

報告4 損害賠償の額の決定及び和解に係る専決処分について (公開)

(中西予算経理課長説明)

報告4 損害賠償の額の決定及び和解に係る専決処分について

損害賠償の額の決定及び和解に係る専決処分について、別紙のとおり報告する。平成26年5月12日提出 三重県教育委員会事務局 予算経理課長。

それでは、ページをめくっていただきA4横長の「専決処分の報告について」をご 覧ください。

本件は、公用車による交通事故に関する損害賠償の額の決定及び和解に係る専決処分の報告でございます。県が損害賠償責任を負う事故について、相手方と和解し損害賠償の額を定めることは、本来、県議会の議決事項とされております。ただし、県議会であらかじめ指定された案件は、例外として知事が専決処分をできることとされております。

自動車事故に関しましては、3千万円以下の損害賠償額の決定及びこれに伴う和解について、知事が専決処分できるものと指定されております。専決処分をした場合は、議会への報告義務がございます。ご覧の書面は、県議会へ報告する様式にのっとって作成しているもので、昨年10月15日に発生しました久居農林高等学校の公用車による交通事故に関するものです。

表の一番右側の欄をご覧ください。専決年月日の欄に記載があります4月16日に 知事が損害賠償の額の決定及び和解に係る専決処分をいたしました。来たる6月3日 の県議会に報告する必要がありますので、県議会に先立ち、本日、教育委員会にご報 告するものです。

事故の内容につきましては、この表の2列目の「損害賠償の義務の発生原因となる事実」の欄に書かれております。平成25年10月15日、津市久居東鷹跡町地内の駐車場において発生した県立久居農林高等学校に係る自動車による公務上の事故です。

少し詳しく説明いたしますと、事故当時、職員が久居農林高等学校敷地内の農産物販売所北の駐車スペースから右折して公用車を出そうとしたところ、左側から直進してきた農産物の購入のためにみえた方の車の右前方と接触いたしました。接触した場所も学校敷地内です。公用車はバンパー左隅を損傷、軽く傷が付いた程度ですが、相手方は右前側面を損傷、凹み傷がつきました。

次に、過失割合ですが、県70、相手方30となっております。事故原因については、双方とも走行中に発生したもので、お互いに過失があったとの報告を受けております。

次に、損害賠償の額でございます。今回の損害賠償額は、相手方車両の修理費です。 損害額について、合計82,380円の70%、57,666円を県が加入する保険に より賠償するものです。

【質疑】

委員長

報告4についてはいかがでしょうか。よろしいでしょうか。 校内の事故ですから、十分注意してもらいたいです。

-全委員が本報告を了承する。-

•審議事項

議案第7号 平成26年版成果レポート(案)について (非公開)

教育総務課長が説明し、委員審議のうえ決裁の結果、全委員が承認し、本案を原案ど おり可決する。

•審議事項

議案第8号 三重県教育改革推進会議委員の任免について (非公開)

教育総務課長が説明し、委員審議のうえ決裁の結果、全委員が承認し、本案を原案ど

おり可決する。

・審議事項

議案第9号 三重県教育職員特別免許状授与審査委員の任免について (非公開)

教職員課長が説明し、委員審議のうえ決裁の結果、全委員が承認し、本案を原案どおり可決する。

・審議事項

議案第10号 三重県いじめ対策審議会委員の任命について (非公開)

生徒指導課長が説明し、委員審議のうえ決裁の結果、全委員が承認し、本案を原案どおり可決する。

・審議事項

報告1 平成27年度三重県公立学校教員採用選考試験について (非公開) 教職員課長が説明し、全委員が本報告を了承する。

・審議事項

報告2 平成25年度公立学校における体罰の調査結果について (非公開)

教職員課長・生徒指導課長が説明し、全委員が本報告を了承する。